



栄村議会報

第212号

●発行／栄村議会

●責任者／上倉敏夫

●編集／議会報編集委員会

内容：○令和5年度一般会計・特別会計他歳入歳出決算額 ○賛成討論 ○主な可決案件 ○令和6年度
予算推移 ○意見書3件を提出 ○令和7年度栄村事業計画（予算樹立）に関する提言書
○一般質問8名 ○栄村議会活動報告 ○議会活動報告会報告 ○議会や議員についてのQ&A

令和5年度 一般会計・特別会計・公営企業会計 歳入歳出決算額

区分	一般会計	特別会計（8会計）
歳入額	38億4,015万円	9億5,096万円
歳出額	34億6,415万円	9億4,592万円

—公営企業会計—

簡易水道事業	収入額	支出額
収益的収支	8,461万円	8,077万円
資本的収支	4,883万円	6,677万円
下水道事業	収入額	支出額
収益的収支	7,793万円	7,345万円
資本的収支	2,996万円	3,121万円



令和5年度の一般会計決算・特別会計決算・公営企業会計決算については、議員全員起立（賛成）により認定されました。

※詳細については、広報さかえ10月号（第491号）4ページから6ページを参照してください。

令和5年度

一般会計賛成討論

9月10日最終日、令和5年度一般会計決算について賛成討論がありました。

松尾 眞 議員

●私は、提出された令和5年度一般会計決算を認定することに賛成する立場から討論を行います。

私は、今回の決算審査にあたっては、決算特別委員会委員長の職を拝命したことから、審査の過程で自ら質問する機会はなく、同僚議員による質問とそれに対する理事者側、職員の答弁をずっと聞く立場にありました。

今回の特別委員会での審査は一言で言えば、質問する側の議員の研究が不足し、残念ながら議論が低調であったと言わざるをえません。

しかし、そうした中にあっても、今後の栄村の持続的発展の可能性を照らし出す、令和5年度予算執行の成果を確認することができました。

その第1は、民生費の執行に係るものです。これはじつは「不用額」をめぐる質疑から浮かび上がってきたものです。高齢者センター費の補助金、障害者福祉費の扶助費の「不用額」を問う中で、一人ひとりの高齢者の要支援から要介護への移行、あるいはお一人の障害者の方の状況の変化がきちんと把握されているがゆえに、その新しい状況に合わせた対応が行われていたことが明らかになったのです。栄村は人口1,500人余の小さな村です。そのため役場の職員数も限られます。しかし、小さな村であることの特性が生かされ、一人ひとりの村民が必要とする社会福祉サービスをきちんと受けられるようになっていることが示されています。もちろん、社会福祉をめぐる課題は多く、これで万事が解決されたというわけではありませんが、こうした事例に自信と誇りを持って、職員のみなさんがより一層きめ細やかな福祉サービスの提供にご努力くださるよう、お願いしたいと思います。

第2は、観光パンフレットの作成・発行状況をめぐる質疑への答弁の中で、ある意味では偶然に出てきた、大きな成果、

あるいは今後の方向性を示す実績です。

「やぎちゃん」というニックネームの山ガールが「雲上の楽園」苗場山に日帰り登山するという約16分40秒のYouTube動画。昨年7月にアップされ、再生回数は4.8万回に達しています。これが大きな契機になったのでしょうか。これまで新潟側コースを選ぶ登山者が多かったのを大きく逆転、今年は小赤沢ルートが7：3と逆転していると言います。

人気ある人材をリクルートし、比較的短編の動画で栄村の観光スポットを魅力的に伝えるSNSでの発信。村の観光の発展のためにどういう取り組みが求められているか。じつに説得力のある実証例です。令和5年度「実績及び成果」のトップ・テンの1つとして明記されて然るべきものではないでしょうか。

第3は、「実績と成果」の中で言及されながらも、その具体的内容が弱く、成果が有する今後の施策への道しるべ的な役割が十二分に生かされていない事例です。

6款農林水産業費1項農業費における中山間地域等直払制度第5期における「広域化や棚田加算」への取り組みです。「実績及び成果」では「比較的活動が活発になってきており、第6期対策へ向けた体制整備を徐々に進めることができた」という簡単で、抽象的な記述がサラッとされているだけです。しかし、ここに栄村の農業、とりわけ稲作農業のこれからのあり方、そして集落維持・集落間連携の具体的な道筋がくっきりと現れてきているのではないのでしょうか。もっともっと大きくクローズアップし、丁寧に描き出すべき成果だと思います。

その他、特別委員会での質疑ではほとんど言及されませんでした。昨年の決算審査で大きな問題として浮かび上がった雪対策・「道踏み支援員」の危機、その打開策が早速に考案され、実践に移されたようです。職員の意欲ある取り組み・考察力・アイデア力に注目したいと思います。

逆に、担当職員の交替によって、前任者が策定した事業案が十分に理解されなかったのでしょうか、予算の多くが未執行に終わった残念な事例も見られました。

かなり細かな事例に踏み込んで話してきましたが、宮川村長の強い指導力の下、財政全体としては実質収支約3億5千万円の黒字を実現し、財調約15億円を軸に基金全体で目標30億円に近付き、健全財政を本格的軌道にのせています。その中で、紹介した予算執行の優れた事例を活かしながら、千曲川護岸工事、栄村義務教育学校の創立という大事業を着実に進めるとともに、栄村が村らしい産業を創造的に展開し、持続可能な形で稼ぐ力を強めていく、そういうソフトの面で着実かつ大きな発展へ歩を進めるべき時を迎えている。令和5年度決算からはそのような結論を導き出すことができると強く確信します。

議会では、このような決算審査をふまえ、9月末をメドに来年度予算への提言書を取りまとめていきたいと思っています。

以上、令和5年度一般会計決算に認定することに賛成の討論とします。

令和6年9月定例会 主な可決案件

案件名	主な内容
◆専決処分について【令和6年度栄村一般会計補正予算（第2号）】	・7月14日から15日にかけての豪雨により被災した農業用水路の災害復旧事業 ・補正額：6,000千円
◆令和6年度 栄村一般会計補正予算（第3号）	・新型コロナウイルス定期予防接種（65歳以上・60歳以上65歳未満の者で、心臓、腎臓、呼吸器の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害のある方）：7,182千円 ・野々海水路トンネル工事の事業費増額：4,500千円 ・北野天満温泉旧温泉棟解体工事アスベスト処理に係る工事費増額：7,000千円など ・補正額：19,199千円
◆令和6年度 栄村国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）	・令和3年度コロナウイルス課税売上高が1千万円を超え、令和5年度分から消費税の申告義務が発生したため：1,998千円 ・新型コロナウイルスワクチン代：6,264千円 ・補正額：8,262千円
◆令和4年度 栄村介護保険特別会計補正予算（第1号）	・昨年度交付金等確定による返還金：2,602千円 ・介護報酬改定等に伴うシステム改修経費：233千円他 ・補正額：2,835千円
◆栄村民住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	・老朽化した長瀬住宅を廃止するもの

案 件 名	主 な 内 容
◆栄村国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	・令和6年12月2日から、被保険者証が廃止されることに伴い、国民健康保険法第127条第1項の条文中、被保険者証の返還に応じない者に対する罰則規定が削除されることとなったため、栄村国民健康保険条例からも同規定を削除するもの
◆栄村高齢者生きがいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	・令和6年8月1日から高齢者生きがいセンターを通常の通所介護事業所から地域密着型通所介護事業所に移行したことに伴い、事業形態を示す根拠法令が変更となったこと等から改正を行うもの
◆栄村特別会計条例の一部を改正する条例の制定について	・本年度スキー場運営事業の一般会計移行に伴い、令和5年度の決算報告をもって栄村特別会計条例からスキー場特別会計を削除するもの
◆栄村文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	・現在、教育委員会が管理する地下1階村民グループクラブ室は民生課健康支援系の事務室として使用し、地下1階会議研修室はJ Aながの農協が使用をしている。 令和6年7月17日の栄村文化会館運営協議会で、栄村文化会館の設置および管理に関する条例の改正について審議され、この2室は、庁舎施設として管理していくことが適当と判断されたことから、この2室を条例から削除し、庁舎施設として、庁部局で管理を行うもの。 その他、語句の改正について、教育委員会とあるものを教育長へ変更。
◆長野県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	・昨年12月に、マイナンバー法等改正法の施行日が閣議決定され、令和6年12月2日に現行の被保険者証の発行が終了することに伴い、現行の規約では、被保険者証の発行等を含め、広域連合および関係市町村が行う事務を列挙しているの、国の制度改正に併せて、これを高齢者の医療の確保に関する法律および同法施行令に基づき行うものとされた事務を処理するものと変更するもの

◆令和6年度 栄村予算推移◆

単位：千円

区 分	当初予算	6月補正	7/26専決	9月補正	予算総額	増減額	増減率%	構成比
一 般 会 計	3,410,000	43,719	6,000	19,199	3,478,918	68,918	102.02	
特 別 会 計								
国民健康保険 (事業勘定)	237,526	1,116			238,642	1,116	100.47	26.1%
国民健康保険 (施設勘定)	112,685			8,262	120,947	8,262	107.33	13.2%
秋山診療所	3,842				3,842	0	100.00	0.4%
後期高齢者医療	33,242				33,242	0	100.00	3.6%
介護保険	449,683			2,835	452,518	2,835	100.63	49.6%
介護サービス	10,499				10,499	0	100.00	1.2%
ケーブルテレビ	53,183				53,183	0	100.00	5.8%
特別会計合計	900,660				912,873	12,213	101.36	
事 業 会 計								
簡易水道事業	157,219				157,219	0	100.00	
下水道事業	126,975				126,975	0	100.00	
事業会計合計	284,194				284,194	0	100.00	

意見書3件を提出

件名	意見書内容	送付先
「女性差別撤廃条約選択議定書」の速やかな批准を求める意見書	<p>国連は1979年に女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）を採択し、日本は1985年、条約に批准した。現在189カ国が批准している。</p> <p>また、1999年には、女性差別撤廃条約の実効性を強化し女性が抱える問題を解決するため、「選択議定書」を国連総会で決議・採択し、現在、115カ国が批准している。しかし、日本政府はいまだ批准に至っていない。</p> <p>「選択議定書」は、国連女性差別撤廃委員会による「個人通報制度」と「調査制度」を設けており、議定書を批准することで、締約国は被害者救済に向け具体的な措置をとるよう同委員会から要請されるため、国際的な人権基準に基づき「女性の人権侵害の救済」や「性別による不平等をなくすための効力」が強まることが期待される。</p> <p>日本は、ジェンダー・ギャップ指数ランキング（世界経済フォーラム2023年版「ジェンダー・ギャップ報告書」）で世界146カ国中125位、G7で最下位と遅れをとっている。2020年12月に閣議決定された国の「第5次男女共同参画基本計画」でも、「諸外国のジェンダー平等に向けた取り組みのスピード感は速く、我が国は国際的にも大きく差を広げられており、まずは諸外国の水準に追いつけるよう、これまでの延長線上にとどまらない取り組みを進め、法制度・慣行を含め見直す必要があり、『選択議定書』については、諸課題の整理を含め、早期締結について真剣な検討を進める」と明記されている。</p> <p>女性差別撤廃条約の締約国は「女性に対する差別を撤廃する政策を、すべての適当な手段により、かつ遅滞なく追求すること」に合意しており、国連が定めた国際的な人権基準の適用を積極的に国内で進めることが、条約締約国である日本政府の役割である。そして、「選択議定書の批准」は女性の人権保障、女性差別撤廃の取り組みを強化し、ジェンダー平等社会の形成を促進することにつながる。</p> <p>以上のことから、本年10月に行なわれる「国連女性差別撤廃委員会」による第6回目の「日本報告審議」を見据え、「女性差別撤廃条約選択議定書」を速やかに批准することを強く求める。</p>	衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 法務大臣 外務大臣 女性活躍担当大臣 内閣官房長官 内閣府特命担当大臣 (男女共同参画)
政府の責任で医療・介護施設への支援を拡充しすべてのケア労働者の賃上げや人員増を求める意見書	<p>政府は、看護師や介護職など社会基盤を支える労働者が、その役割の重要性に比して賃金水準が低い状況であるとし、ケア労働者の賃上げ事業に踏み出し、2024年の診療報酬・介護報酬・障害福祉報酬の改定で賃上げに特化した「評価料」や「加算」を盛り込みました。</p> <p>しかし、「2.5%のベースアップ目標」としていたものの、実際の診療報酬のペア評価料や、介護報酬の新加算は、その目標に到底及ばないばかりか、病院と診療所や、介護施設と在宅介護事業所の間で報酬が大きく異なり、対象外となる従事者もあるため、複数の施設を経営する医療や介護の法人では、従事者間に不平等を持ち込むことになるとして、賃上げの評価料や加算を見送る使用者まで出ています。その結果、2.5%のベースアップどころか、2.0%程度にとどまる定昇並みの賃上げにしかならず、他の産業では5～10%の賃上げが実現している今年、ケア労働者の賃金水準はさらに全産業平均から大きく下回る事態となっています。</p> <p>現在の医療・介護現場では、退職者が増加し、入職者が減少する事態が全国各地で広がっています。その背景には、過酷な労働実態とそれに見合わない低</p>	内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣

件名	意見書内容	送付先
	<p>賃金があることは紛れもない事実です。コロナ禍で経験したような、入院患者が受け入れられない、あるいは介護事業所が利用できないなどの「医療崩壊」「介護崩壊」を、人員不足のために繰り返してしまうことのないよう、緊急な処遇改善策を国の責任で実行する必要があります。</p> <p>政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善につながる施策を再度実効性を伴う形で実施すべきです。</p> <p>私たちは差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、次の事項について強く国に要望します。</p> <p>1. 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるよう、政府の責任において、全額公費による追加の賃上げ支援策を実行すること。</p>	
<p>国民健康保険財政への国庫負担の増額を求める意見書</p>	<p>いま、重くのしかかる国保税は、高齢者や自営業者だけでなく、非正規雇用の拡大のもと所得が低い若い世代や雇用者にとっても生活を圧迫する切実な問題となっている。</p> <p>国は、低所得の方々の保険料軽減措置として全国知事会等との協議の結果、毎年約3,400億円の財政支援を行っている。しかし国民健康保険制度改革スタート後も全国知事会、全国市長会それぞれから、3,400億円の確実な実施とあわせ、さらなる公費の投入が必要だと要望が出されている。</p> <p>そもそも、国民健康保険がスタートした翌年の1962年当時の首相の諮問機関・社会保障制度審議会では、低所得者が多く、保険料に事業主負担がない国民健康保険は相当額を国庫で負担する必要があり、健康保険とのアンバランスは極力は正すべきだと勧告して出発したもので、これは国民健康保険制度本来の理念である。</p> <p>国民健康保険には他の保険にない均等割があり、特に、子どもに係る均等割は子育て支援への逆行にほかならず、全国知事会からも要望が提出され、2022年から未就学の子どもの均等割の減免が実施されているが、さらなる支援が必要である。</p> <p>公的医療保険は、国民に平等に医療を保障するための仕組みであり、加入する保険によって、負担や給付に大きな格差があることは、そもそも制度の趣旨に反する。同じ収入・世帯構成の家族が、加入する保険が違うだけで、保険料の負担が大きく異なる格差を解消することは、社会の公平・公正という点からも欠かせないものである。</p> <p>よって、政府に対し、国民健康保険財政への国庫負担の増額することを強く求める。</p>	<p>内閣総理大臣 財務大臣 厚生労働大臣 内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)</p>

◆令和7年度 栄村事業計画(予算樹立)に関する提言書を村当局へ提出◆

<p>総務文教 常任委員会</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 予算の樹立に向けては、前年度決算を十分に検討し、村民が希望の持てる村政施策を進めるため、交付税の確保及び少ない自主財源を補うための国、県の交付金及び補助事業を積極的に活用し進めること。2. 歳出科目については、長期にわたる事業や村民貢献度の高い事業に対しPDCAを実施し、評価分析を行い効率的かつ公平に対応すべく見直しをし、常に状況の変化に対応しながら、将来に継続できるように計画を進めること。3. 各種感染症による健康被害及び自然災害から村民の生命財産を守るため、積極的なIT活用をし、情報発信、初動体制を確立し、村民の安心安全に努めること。4. 地域の活性化を図るため、移住・定住対策を重要施策と位置付けるとともに、地域住民とのコミュニティが構築されるように積極的に取り組むこと。5. 人材育成が今後の栄村にとって重要課題。子供たちの可能性を引き出し、子供たちの将来のために教育環境を最大限生かし、村民一丸となって取り組みを進めること。6. 予算書において、各事業ごとの施策目標を明記し、決算書において当初の目標に対しての成果を事業執行者として振り返り明記すること。
<p>産業社会 常任委員会</p>	<ol style="list-style-type: none">1. 村の大本であり、基幹産業である農業について、中山間地域直払制度の第6期開始に合わせて、これからの集落営農の強化を担う若手の中軸担い手を育成するための大胆な新施策への踏み込みを求める。 議会は、集落営農の代表者、中軸担い手への成長が臨まれる若手農業者、農業を志す移住者等々と、10～11月に議論を重ね、それを基に、11月末をメドに農業予算での大胆な踏み込みを提言する予定である。12月定例会前に新年度予算をめぐる村長と議会の話し合いの場の設定を求める。2. 移住・定住対策は急上昇の第1期は終わったと認識すべきである。持続的に移住者を獲得するために、情報発信力の抜本的強化、地域おこし協力隊の増員、利用可能な空き家の確保と整備、村営・村民住宅の流動性の確保などの施策を進められたい。移住促進経費の大胆な増大が不可欠である。3. 観光施策では、村の観光施設の補修・整備・更新の施策と、観光客増大のための施策の2分野を明確に峻別し、後者の施策のための飛躍ときめ細かな施策の展開が求められる。 なお、スキー場について、スキー場収入と、スキー場の施設更新・運営に係る支出を明示する「スキー場運営収支表」の作成と予算付属書としての提出を求める。4. 民生分野では、包括支援センターなどで拾い上げきれない住民の困り事などをきめ細かく把握し、高齢者が「一人も困ることなく、自宅でいきいきと暮らせる」ことを実現すべく、一層の努力を求める。5. 民生課、教育委員会、移住・定住係の連携を強化し、「子育てがしやすい村」を真正面から打ち出すこと。6. 自然環境保全をめぐる、5年間にわたる希少動植物調査の成果をふまえ、自然保護審議会を定期的で開催し、栄村の自然環境保護施策の全面整備を実現すること。



島田伯昭議員

集落の支援について 取り組みを伺う。

長 集落の維持、活性化
村 を行っていく。

集落支援について

質問

長年、集落支援の重要性が叫ばれ、村は集落の維持、振興に取り組む中、集落人口の減少、高齢化、一人暮らし、そして子供の声が聞こえない地域等、集落環境の変化が進み、集落自治に支障が生じてきているところもある。集落自治に支障を及ぼすと思われる集落支援について取り組みを伺う。

村長

人口が減少して高齢化が進めば集落の自治にも何らかの形で影響が出てくることはやむを得ないところもある。そうした影響や支援をいかに緩和することができるとかに力を注がねばならないと思う。

人口減少と併せて高齢化に伴う支障等については、様々な課題が提起されているが、50年前と比較してみれば、全体としての暮らしは良くなってきて

いる。

現在、村民や集落への支援は総務課を中心にして幅広く多岐にわたって細やかな取り組みを実施している。更に現状の課題を整理し、集落の維持、活性化を行っていく。

副村長

財政的支援策では、集落活性化事業の一つとして、地域が主体的に取り組む村づくりによる経費や地域づくり活動、学習のための支援として20万円を計上している。

二つ目として、村民のコミュニティ活動推進を図るため500万円を計上し、今年度村内7団体から申し込みがあり、1団体が採択された。(交付決定額200万円)

三つ目は、各集落への交付金として、人口割、平均割等で算出した支援金680万円を計上し、5月中に各集落へ交付している。

農政課長

集落で維持している農道、農業用水路等の維持管理が困難と思われる集落に対し、共同作業の際、集落外から支援していただいた人数に応じた支援金を交付している。令和5年度は、坪野、上野原、五宝木、柳在家の集落に合わせて19名の方に支援いただき、13万4900円の支給。令和元年度から現在まで延べ110名の方々に支援をいただいている。



松尾 眞議員

村の農業・農村政策について100年の計を。

長 先人の努力・思いを引き継いで、今後も栄村の農地と農業をしっかりと守っていく決意。

松尾

この夏、大きな問題となったコメ不足の背景には、日本の農地がこの60年間で実に174万ヘクタール、30%減り、国の農林水産予算が45年前は3兆7010億円あったのに、今年度は2兆2686万円しかない。主食用米の面積は10年前に比べて18%減っているという事実がある。国は「主食用米はもうこれ以上作るな」と言い、新食料農業農村基本法では、「田の畑地化」を進めるとしている。

日本の農業、とりわけコメ農業が危機に瀕している。栄村としてこれは非常に重大な状況。村全体として危機感を共有していく必要があるのではないかと。栄村は今ある農地を5年10年と言わず、この先100年にわたって守っていくのだと、村の将来像としてはっきり掲げていくべきではないか。

村長

日本の農政は極めて厳しい、難しい局面にある。農村社会の持続が人類の生存にとっていかに重要かをしっかりと社会全体で議論をしていくことが必要。

改正食料農業農村基本法は、小規模で零細な農業者が構成される中山間地域の私どもが希望に繋がるようなものになるのか、イメージがし難い部分が多い。

栄村は昭和40年代後半から積極的に土地改良事業、いわゆる圃場整備工事など、稲作振興に取り組み、人口が半分になっても大きく作付面積を減らすことなく現在に至っている。先人のこうした努力があつて今がある。何年とは言われないが、この思いを引き継いで今後も栄村の農地と農業をしっかりと守っていく決意である。

中山間地域等直接支払制度を有効に活用していくことがまず基本。共同的な事務処理を進めていくこと、農業機械の広域的な活用をもっともっと進めること、これらをコーディネートする人材を確保していくことが大きな鍵となる。そして地域の希望を一層高めていき、新たな農村社会というものを作り上げていくのだぞという気持ちでこれから向かっていく。



相澤博文議員

ゼロカーボンについて
村としての考えを伺う。

長 一歩踏み込んで具体的な対応を進めていきたいと考える。

2050ゼロカーボンについて

質問

村は、2050に向けてゼロカーボン宣言をした。村が補助し、太陽光パネルの設置やLED交換補助等、エネルギーの地産地消として、村で小水力発電を起業し、公共施設に電力を供給するなど考えられる。ゼロカーボン学習をする集落懇談会を計画に入れるべきと思うが、村としての考えを伺う。

村長

村としても一歩踏み込んで具体的な対応を進めていきたいと考える。家庭内のLED化の補助、太陽光パネルの庁舎壁面等の実験的計画、意識の変化に繋がるような施策の具体化が必要と思う。

副村長

村ではエネルギーサービスピロバイダー業務を委託して令和2年10月1日より関西電力から電力供給を受けている。CO₂ゼ

ロプランで中部電力と比較して1年間250万円余りの削減となる。小水力発電の地産地消の導入は、村が自ら行うのではなく、クリエイティブな事業者が村内でエネルギー開発を行いたいという申し出があれば村は応援していく。

秋山郷地域の低空飛行とイヌワシ生息について

質問

秋山地域で1975年に繁殖記録があるが、2021年イヌワシの出現を確認後生息調査をしたが皆無であった。高上昇して移動するため飛行機の影響を受けやすい。低空飛行の調査の結果、令和4年から5年で20回、33機確認。法令に基づき国土交通大臣の許可を受けなければならぬが、米軍機については義務は除外されている。研究会で飛行ルートの変更を願っているが、いかがなのか。

村長

長野県の希少野生動物植物保護条例における特別指定がなされておき、村の大事な貴重な資源として守るべきと考える。

教育長

日米との相互協力及び安全な保障条約に基づく国庫の特例に関する法律により、航空上の安全に必要な様々の法令が適用除外になっている。全国的な問題になっているが、県の動向を注視しながら保護活動を進めたい。



桑原武幸議員

北野天満温泉の観光施策について。

長 栄村の大事な宿泊施設として存在感が高まっていくよう力を注いでいく。

北野天満温泉の観光施設とキャンプ場について

質問

①北野天満温泉へ大勢の観光客が訪れた際、公園内を散策し楽しめるよう整備や具体的な観光施策は進んでいるのか。②天満温泉経営者や観光協会と自然植物園を活かす観光客の誘致など、今後繋がる観光について話し合いを進めているのか。

村長

③自然植物園観光マップの現在の活用状況と植物園を四季折々の植物でエリアを作るなど訪れた観光客の目を楽しませる考えはないか。④村内温泉施設などにもキャンプ場を作る考えはないか。

村長

北野天満温泉エリア一帯の魅力力を高める取り組みは極めて重要だと思っている。温泉にアクセスする基幹道路の整備、新しい温泉棟との利便性や安全性に努めてきた。栄村

の大事な宿泊施設としての存在感が高まっていくよう力を注いでいく。

教育長

北野植物園マップは、苗場山麓ジオパーク推進室の中沢氏にご提供いただいたものがベースになっている。園内の解説植物としてホームページに掲載してあるが、大変見づらいので対応していく。北野公園に関しては、現在商工観光課を中心に再整備に向けて検討を行っている。稀少動物植物看板において、二次元コードを掲載して利用者により見やすくなる情報提供を行っている。

商工観光課長

温泉公園については、令和5年度から再整備について検討を始めた。再整備の方向性など検討するため、他市町村の公園の視察、関係部署との協議を行っている。観光で訪れたファミリーが「また行こう」「住んでみたい」となるきっかけになるような、観光誘致に結び付けるためにはどのような公園整備が望ましいか検討を重ね計画したい。

のよさの里、栃川高原、スキー場などにキャンプ場があり、近隣市町村にも非常に多くある。キャンプをする方にとって魅力的なキャンプ場であることが重要。十分に検討していきたい。



保坂眞一議員

スギ花粉症発生源 対策の取り組みは。

長 国、県、関係機関、
村 林業関係者と一体と
なり取り組む。

スギ花粉症発生源対策に ついて

質問

今年から森林環境税が年千円徴収され、年間600億円が全国の市町村や都道府県に配分され森林整備等に活用される。森林の持つ広域的機能は、地球温暖化防止のみならず国土の保全や水源の涵養、自然災害防止など私達の暮らしに広く恩恵を与える。

栄村の2万5千ヘクタール余りの森林割合は、民有林45%、国有林55%。民有林齢は、15年から60年の森林が8割を占める。その7割が主伐期を迎える50年以上の森林である。森林の若返りを図り持続可能な森林資源の活用を進め、計画的な主伐、再造林が必要であると考える。

スギの花粉症については、患者数が、国民の約4割と推計されるなど社会的

に大きな問題となっている。国のスギ花粉症発生源対策推進方針による栄村の花粉症発生源対策事業の取り組みと花粉の少ない苗木の生産の取り組みについて伺う。

村長

政府は、昨年度、10年後のスギ人工林を2割、将来的には半減を目指し、スギ人工林の伐採、植え替えを重点的に進めるとしている。栄村は、9割が森林であり、その3割が針葉樹である。栄村も国、県、関係機関、林業関係者と一体となりスギ花粉症発生源対策に取り組む。長野県の森づくり事業を活用し、栄村森林組合が、月岡地区でスギ伐採と花粉の少ないスギ植え替えを実施している。今後、も森林所有者の皆さんと協議を進め、林相転換ができるようスギ対策に努めたい。

花粉の少ない苗木については、入手しにくいのが現状であり、秋田県、山形県に長野県としての必要量を調達するとともに長野県内での小花粉スギ苗の生産体制に向けて検討を始めていると聞いている。いずれにしても栄村森林組合の総力を挙げて、環境にも健康にもやさしい森づくりに取り組む体制にあると認識している。村としても、更なる対応について森林組合と協議を進めて行きたいと考えている。



山上宏晃議員

栄村の歴史や伝統文化 は、地域の活性化や、村の 存在意義としても重要。

長 この地域に自信と誇りをもつ
て生きてゆくために、歴史
と伝統文化を大事にしてゆく。

栄村の歴史と伝統文化に 対する政策について

質問

近年では村史編纂事業や様々な公民館事業などにおいて、村は評価されるべき事業を行っていると思う。一方で様々な伝統文化が近年急速に失われつつある状況を目の前にすると、十分とは言えない。村はどう取り組むか。

歴史文化館「こらっせ」は村外の教授らの自主的な活動に支えられている。村内で持続的に活動出来る人材を持てないか。

歴史や伝統文化を、文化政策の範囲に留めず、「文化立村」という考え方において、移住定住策、産業政策の視点を加えてはどうか。

村長

私達の暮らしたこの地域に自信と誇りを持って生きてゆく

ためにも、歴史伝統文化を大事にすることはとても大事なことと思う。

教育長

文化財保護は様々な方法を検討してゆきたい。そのものを残すのではなく、記録に残すのが中心となる。

人材確保については、文化財保護審議会等で議論を進め、ご意見をいただく。

総合的な学習などを通し、地域文化やふるさとに思いを寄せる子どもを育てることが文化立村に繋がる。文化立村は、まずは各地域の活性化があってこそでなければならぬ。各地域からその地域の独自性や自慢、それから団結力の高まりを感じられる活動をする。ことが何よりも重要になってくる。

質問

地域アイデンティティという言葉が、地域の独自性を高め表現することで、地域の活性化を図る意味でよく使われる。歴史や伝統文化は栄村の地域アイデンティティであり、この先の人口減少時の栄村の存在意義にもなりえる。

村長

栄村は雪の多い地域で8千年も前から我々の祖先が暮らしてきた。祖先の思いを胸に抱きながら私達がここで暮らして行く。村史の編纂などの中で、そういったことをもう一度みんなで足元を見つめ直し、考え直して頑張っていこうというふうになっている。



保坂良徳議員

農業後継者の支援について、村独自の支援策を。

村長 国策を有効に使い、地域の皆さんが力を備えるために村として一歩踏み込んでいくことが大事である。

農業の若者就労支援について

質問 今まで農業の収益を高めるための方法や、栄村の農業のプランニングなどを提案してきたが、更に踏み込んで、中核となる若者の存在は必要不可欠であるが、現在の集落営農組織ではできない状態にある。

村の基幹産業である農業をこれからも守り、山間景観を未来に継続していくためには、後継者の確保が大変重要なことである。現在行っている支援事業に加えて、村独自の支援策が必要ではないか。

村長

農業後継者を確保していくことは極めて重要なこと。しかし、極めて難しいことでもあると認識している。農業を本格的にやるために

は、土地や機械設備が必要で、兼業農家が主流である。現在は、国の新規就農者育成総合対策の経営発展支援事業を活用している。

今後の支援策については、後継者の気持ちを理解できるのが身近な地域営農集団であり、営農集団の充実、発展が後継者を育てていく仕掛けであり仕組みとなるように村も積極的に関わることが重要。

農業後継者に対する経済的支援は、本来国が行うべきことと認識しているが、栄村の農政を進めていく上で後継者支援を検討し、まずは今の国策をいかに有効に使い、そして各地域の皆さんが力を備えるために村として一歩踏み込んでいくことが大事である。



月岡利郎議員

村が行っている準用河川の管理状況は。

村長 場合によっては県機関と相談して管理に努める。

安心して暮らせる村づくりについて

質問

栄村の第6次総合振興計画・後期基本計画の中の「防災・減災体制の強化」で「現状と課題」に記載されているように、行政では全て確認することはできないということだが、異常気象による河川の増水を心配している。村長は、3月の施政方針、6月の所信表明の中で「災害に強い村づくり」を表明している。これは村長の強い思いと感じている。

近年、温暖化による異常気象で、いっ線状降水帯が発生して大雨による河川の氾濫があるかわからない。河川の管理について、一級河川は国が管理を行っているが、地区内を流れる準用河川は村の管理ということだが、どのような状況か。

村長

地震や水害、大雪などといったことを念頭に、道路、電気、水道、そうしたライフラインの強化、整備が大事だという思いを強くしている。

8月8日の日向灘で起きた震度6弱の地震は、巨大地震の発生が高まっているという南海トラフ地震臨時情報で一時緊張が高まったわけで、いつ何が起きるかわからない状況にあると認識している。

村には多くの川がある。村が管理する準用河川は26本あるが、河川の状態を全部把握していることは非常に難しい。河川は私たちにあって農業はもちろん、生活に欠かせないもの。地域の皆さんからの情報や要望を受けながら、また場合によっては県機関と相談して管理に努めていく。

建設課長

河川の管理については、河川法により、一級河川は国、二級河川は県が指定することになっている。村では条例で26の準用河川を指定している。河川の管理は難しいが、大雨の後などに道路パトロールを兼ねて村道沿いの河川の状態を確認しているのが実情である。



栄村議会活動報告

◎令和6年4月から令和6年9月までの「議会全員協議会」で協議された項目内容を報告します。

村長提出の全員協議会

行政上の重要問題等について村からの報告、説明、提案等に対し、議員全員で協議・意見・要望するものです。

開催月	内 容
9月5日 (木)	<p>◎ 雄川閣の今後の経営方針等について</p> <p>【商工観光課の説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雄川閣は昭和47年に建築、57年を経て施設の老朽化が著しく、令和元年から5年間で1,500万円の修繕費となっている。 ・現在の状況では部分的な修繕では宿泊施設としての維持ができない状態。 ・現在の雄川閣は「保養施設」ではなく「観光施設」となっている。 <p>☆上記の理由により今後以下の方針とする↓</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定管理は現協定の満了日（令和7年3月31日）までとする。 ○施設においては、同所において現施設のまま使用する者を募集しながら、最終的に「売却・譲渡・取り壊し」のどれかを選択する。 ○源泉の権利及びそれに関する施設は村の所有。 <p>（議員からの意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化して使えない施設だから指定管理を続けたいと言っているのに、その使えない施設を今後さらに貸したりするのはおかしいのではないか。 ・売却や譲渡するなどにしても村としての秋山郷観光としての位置づけやあのすばらしい景観や山岳観光などをしっかり考えて進めてほしい。 ・秋山郷地域づくり協議会で、2年前に秋山地区住民に各集落で説明会を行い、アンケートを取り、現状維持の要望書を村に提出した。そのため、秋山地区住民に村から丁寧な説明をお願いしたい。

議長提出の全員協議会

議会の計画や課題について議員全員で協議する場です。基本的に月一回開くことにしています。

開催月	内 容
4月10日 (水)	<p>◎ 議会のあり方ワーキンググループ最終報告</p> <p>昨年12月から活動していたワーキンググループ（以下「WG」という。）は、今までの議会のあり方に関する意見の取りまとめを行い「栄村議会のあり方についての方向性」としてまとめ上げ、全員協議会に活動の報告を行った。これにより5か月間のWGの活動は終了しました。（「栄村議会のあり方についての方向性」については8月21日に各戸に区長さんを通じて配布いたしました。）</p> <p>◎ 北信広域連合基本計画審議会委員の推薦について</p> <p>前回に続いて保坂良徳議員を推薦しました。</p>
5月8日 (水)	<p>◎ 栄小学校の改修について</p> <p>【教育委員会の説明】</p> <p>議員から問い合わせがあった小学校の改修計画について、今まで「みんなで学校を創ろう！」を開催し、出席された村民と共に計画した改修内容について説明します。</p>

開催月	内 容
	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい学校は義務教育学校となるため、「小学生」と「中学生」が一緒の校舎で学びます。そのため、現小学校の一部増築が必要となります。 ・増築部分は保育園側に張り出す形となります。 ・増築の1階～3階は、村民、児童、生徒が個々に利用できる共有スペースとして活用を図ります。 ・1年生～4年生の教室は2階に、5年生、6年生の教室は3階になります。 ・7年生～9年生（現中学生）も3階になります。自分たちが普段すぐ教室はロッカースペースとなり、教科ごとに授業を受ける教室へ向かう方法となります。 ・各教室については避難所としても利用できることとして進めています。 <p>今後、以上のことなどを盛り込み基本設計の業務を進めます。</p> <p>◎ 議会のあり方についての今後の活動について</p> <p>「議会のあり方についての方向性」のまとめにより今後6月定例会において、議会改革に関する特別委員会を決議することが協議され、さらに活動を進めることとなりました。</p>
6月11日 (火)	<p>◎ 議会改革推進特別委員会の設置決議案について</p> <p>「議会のあり方についての方向性」から議会改革をさらに進めるため、「議会改革推進特別委員会」を6月定例会で議員発議【注：発議（ほつぎ）とは議会が提出する議案のこと】の内容について協議されました。</p> <p>◎ 議員発議による意見書提出について</p> <p>大規模な災害や感染症の流行など、想定外の事態に国が自治体に対応を指示できるようにする地方自治法の改正案に慎重審議を求めるため「地方自治法の一部を改正する法律案の参議院での慎重審議を強く求める意見書」の提出を協議し、議員発議により意見書を議案として提出することとなりました。</p> <p>◎ 一般質問の仕方について</p> <p>一般質問の仕方について、現在は「一括質問方式」（注①）としていますが、他の市町村は「一問一答方式」（注②）となっているところが多く、当議会でも一問一答方式について12月の定例会から採用する方向となりました。</p> <p>注①：1つの質問の中に聞きたい項目が2つある場合に、一括に質問し、答弁者も一括に答弁する方式、質問制限は3回までとなっている。</p> <p>注②：質問を一つずつ聞き、答弁者も一つずつ答弁する。同じ質問は何回質問しても良いが、時間制限（60分以内）がある。</p>
7月18日 (木)	<p>◎ 長野県特別豪雪地帯指定市町村議会協議会令和6年度総会議題について</p> <p>当村は、県の特別豪雪地帯指定市町村となっており、冬期間の交通の確保について、毎年県に要望しています。</p> <p>本年度も「豪雪地帯における安心安全な交通体制の確保について」を議題として、村内の国道、県道について改良や安全通行などについて要望することで協議されました。</p> <p>◎ 本年度の行政視察研修について</p> <p>本年度は1月1日に地震によって被災した石川県穴水町の「株式会社ミスズライフ能登工場」に行政視察研修することで協議しました。</p> <p>研修日程は11月5～6日を予定しています。</p>
8月7日 (水)	<p>◎ 議会の活動報告会の開催について</p> <p>令和6年第2回（6月）定例会において決議した「議会改革推進特別委員会」（委員9名、委員長：保坂眞一議員）は6月～9月まで6回の特別委員会を開催しています。</p> <p>第3回（7月18日開催）の委員会において、今回の活動について議会として報告会を開催す</p>

開催月	内 容
	<p>ることを提案し、全員協議会の場で、活動報告会について行うことを協議し、9月上旬に村内5か所で開催することになりました。 【活動報告会の報告はこの議会報に掲載しています。】</p>
<p>9月5日 (木)</p>	<p>◎ 請願等に係る意見について 9月定例会前に申請のありました「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」の提出を求める請願書について、担当委員会の産業社会常任委員長から内容について説明があり、日本が上記「女性差別撤廃条約選択議定書」を批准（条約に対する当事国における最終的な確認・同意の手続き）を速やかに行うことを求める意見書について申請のとおり意見書を提出する方向となりました。 【意見書の本文はこの議会報に掲載しています】</p>

栄村議会改革推進特別委員会活動報告

栄村議会改革推進特別委員会（以下「委員会」という。）は、6月定例会で以下の目的で決議されました。

栄村議会議員に幅広く多様な人材が立候補することで将来の議会がより活性することを目的に、議員報酬及び議員定数等のあり方を中心とした議会改革に関する調査研究を行う。

委員会は、令和6年6月13日に議会本会議で決議（決議とは：議会の意思を対外的に表明するために行われる議決のこと）され、以下9月末までに7回の委員会を開催しました。開催日と会議内容については以下のとおりです。

- 1回目（6月13日） 内容：委員長、副委員長の互選
 ・委員長＝保坂真一議員、副委員長＝魚田清美議員
- 2回目（7月5日） 内容：委員会設置までの経緯の確認、報酬の計算方法について
- 3回目（7月18日） 内容：報酬に関する各議員の活動時間について
- 4回目（8月7日） 内容：定数についての検討、活動報告会の必要性につて
- 5回目（8月21日） 内容：活動報告会の開催について
- 6回目（9月3日） 内容：中間報告について、活動報告会の開催内容について
- 7回目（9月30日） 内容：活動報告会のまとめ、委員会の意見集約

今後は、活動報告会で住民の方から出された意見を参考に委員会としての最終的な意見を取りまとめ、調査報告書の作成を進めていきます。

議会の活動報告会を開催しました

議会では、6月から「議会改革推進特別委員会」（以下「委員会」という。）を議会内に設置し、議会に関する「報酬」や「定数」、「なりて」や「あり方」などを調査・研究してきましたが、この活動に關して住民の意見を聞く場として議会で活動報告会を開催することとしました。

活動報告会は9月3日月岡公民館、9月4日白鳥公民館、9月11日森公民館、9月12日北野公民館、9月13日小赤沢公民館で開催し、のべ72名の村民の方々に参加いただきました。

開催場所	参加人数(人)	参加地域
月岡公民館	13	箕作、月岡、小滝
白鳥公民館	13	白鳥、平滝
森公民館	12	青倉、森
北野公民館	17	雪坪、志久見、切欠、長瀬、笹原、原向、北野、中野、極野
小赤沢公民館	17	小赤沢、屋敷、和山、平滝、森、志久見
計	72	



(小赤沢公民館での報告会)

全ての会場で担当議員が各戸にお配りした「栄村議会のあり方についての方向性」という冊子の内容や考え方などを説明し、その後参加されたほぼ全員の方々からご意見を伺いました。

多くの方々から貴重なご意見を頂戴いただけたことに感謝申し上げます。

当日頂いたご意見は真摯に受けとめ、議会として、議員として、今後の議会運営及び議員活動を進めてまいります。

5日間、5会場で開催した中では「議員（議会）」と話しをするのは初めての経験。こういう活動は素晴らしいので続けてほしい」という意見や「議会と行政の役割の違いが判ってよかった」などお褒めの言葉をいただきました。

また、「議員の活動が見えてこない」、「昔は個々議員での活動の報告があったが今は全然無い」、「自信をもって議員活動をしているならば報酬をあげてもよいのでは」、「議会の時しか働いていない感じがある」など議員の活動に關して厳しい意見もいただきました。



(月岡公民館での報告会)

その他の意見としては、
・ テレビで議会が見れると良い。
・ 女性にはつらい時間であるので昼間などに開催してほしい。
・ 一般質問は一問一答方式にするのがいい。いまのやり方では何も話が進んでいないように見える。

・ 結果的に栄村が良くなればいい。
・ 地域の集まりに顔を出して地域の人と話しをしてほしい。
・ なぜ自分の集落には移住者が来ないのか不思議。

・ 議員の仕事が見えないのは当たり前だと思う。何事も自分で行ってみなければわからない。
・ 議会で住民や地域が楽しくなるイベントをしても良いと思う。

・ 住民アンケートを取ってほしい（6名）。

・ 秋山は交通問題（高齢化で足が無い）や移動販売車の必要性、災害の時は孤立してしまうなどの様々な意見が出されました。

皆さんから出された意見は次のページに記載しています。



(北野公民館での報告会)

参加いただいた方々に多くの意見を頂戴したので各戸に配布した資料の3ページに沿って掲載いたします。

① なり手不足について

- ・定数を多くしたからといって多様な人材とはならないのでは。
- ・年を取った議員が辞めればすべて入れ替わる(2名)。
- ・議員になりたい女性はいっぱいいると思う。
- ・なり手不足というのは、報酬の安さと、あと、関心の無さに集約される。
- ・もつと若い人の意見を聞くべき(2名)。

もつと女性の意見を聞く場があればいい(2名)。
 ・今の議会は年寄りが多い。若い人が出てこられる取り組みが必要。

② あり方について

- ・議会(議員)と話するのは良いこと(3名)。
- ・昔は議員ごとにこのような報告会をやっていた。今は全然しない(3名)。
- ・このような話し合いの機会をもつと持ってほしい(4名)。
- ・議員がどんな活動をしているのかが見えない(17名)。
- ・もつと議論を活発にしてほしい(4名)。
- ・村民の声が届くようにしてほしい(3名)。
- ・議会の傍聴に行っても何の意見も言わない議員が多い。
- ・議員になって4年もたつのに村づくりが見えてこない。
- ・地域の集まりに顔を出して、地域と話し合いをしてほしい(2名)。
- ・選挙の時はにこやかになんでも言ってくれと言っているのに、終わると全然違う。選挙の時と同じでいてほしい。

③ 定数について

- ・定数を減らした分だけ報酬を上げればいい(5名)。
- ・定数は減らせばいいというものではない。
- ・定数は減らすべき(19名)。
- ・人数よりも議員の活動が見たい。
- ・人口が減っているんだから定数は減らすべき(4名)。
- ・人口だけでは定数は決められない。この村の広さに見合った定数にすべき。
- ・定数はこのままでいい。少なくとも議論が活発ではなくなる(9名)。
- ・もつと定数を増やしたほうがいい(2名)。
- ・削減は大反対。人口だけで定数を減らすなんて浅はかな考え。
- ・多様性を求めるなら今の人数では足りない。議会活動ができません。
- ・などの意見が出ました、報告会では次のようになりました

- 定数は減らすべき (19名)
- 現状の人数でよい (10名)
- 増やしたほうがいい(2名)

④ 報酬について

- ・今の物価に見合った報酬にすべき。
- ・報酬は上げていいが。活動が伴わないとダメ(3名)。
- ・全国平均ぐらいが妥当。
- ・県下最低の報酬の安さは自慢できない。
- ・報酬は安いと思う。でも議員の活動が見えてこない。
- ・もつと議員活動すれば報酬を上げてもいい(3名)。
- ・報酬は安いと思うけど議員の活動が見えない。もつと役場の担当の所に行つて問題点とかを勉強すべきであり、そういうのが見えない。
- ・若い人が議員に出るためには報酬は上げたほうがいい。今の報酬では議員がやっていけないのはわかる。
- ・議員が村民のことを聞いてくれるなら上げてもいい。
- ・などの意見が出ました、報告会では次のようになりました。

- 報酬は下げるべき (0名)
- 今の報酬でよい (2名)
- 報酬は上げるべき (19名)

議会や議員についてのQ&A

今号は「村議会議員選挙に出馬するには」「議員の役割」についてお答えしたいと思います。

Q1. 村議会議員選挙に出馬するにはどうしたらいいの？

A. ①選挙権があること

日本国民で満25歳以上であること。
その村議会議員の選挙権を持っていること。

②法務局に供託金15万円を預ける

当選を争う意思のない人、売名などを目的とした無責任な立候補を防ごうという制度です。

選挙で規定の投票数に達しなかった場合や、供託金を収めた後に立候補を取りやめた場合は没収されます。既定の得票数を上回れば返還されます。

③立候補の届け出

選挙期日の1ヶ月くらい前に「立候補予定者説明会」が選挙管理委員会により開催され、そこで当該選挙の説明と主要日程や立候補届出に関する書類が配布されます。

立候補届出は、告示日（もしくは公示日）の1日間のみです。

④必要な届出書類を提出

選挙管理委員会から立候補に必要な書類をもらって提出する。

⑤公費で賄えるもの

- (1)はがき代（800枚まで）
- (2)掲示板に貼るポスター代（上限あり）



※詳しくは、栄村役場選挙管理委員会事務局 ☎0269-87-3112 までお問い合わせください。

Q2. 議員の役割とは？

- A. ・住民を代表する者として、地域のことや住民福祉の向上等に務めること。
・議会に出席して、議会が議決する条例、予算などを審議、住民の代表として住民の意見を行政や財政に反映させる重要な役割を担っています。